

「電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断  
基準（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和6年10月22日  
環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物規制課

令和6年8月24日（土）から令和6年9月22日（日）にかけて「電気及び電子機器廃棄物の輸出入に係るバーゼル法該非判断基準（案）」に対する意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和6年8月24日（土）～令和6年9月22日（日）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載

2. 御意見の件数

6件

3. 御意見の内容及び御意見に対する回答

別紙のとおり

3. 本件に関する問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課  
電話：03-5501-3157

整理番号	意見の概要	考え方
1	<p>・本文の2ページの4行目「以下、機器という」は「以下、「機器」という」のほうがよい。1ページの7行目の例と同様に。</p> <p>・本文の3ページの15行目の次行に空白行をいれたほうがよい。同25行目についても同様。</p> <p>・本文の2ページの最下行の2行上「すでに」と、同5行上「既に」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。</p>	<p>御意見の通り、以下の通り修正と体裁の修正をいたします。</p> <p>『以下、「機器」という』に修正。</p> <p>ご指摘いただいた箇所に空白行を追加。</p> <p>『既に』に修正。</p>
2	<p>現在、リユース品を扱う事業者などは、「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」に基づいて輸出を行っているが、今回の改正で当該基準及びその運用に影響はあるのか。</p>	<p>当該省令改正は、現在の「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」及びその運用に変更を加えるものではありません。</p>
3	<p>7ページの規制対象としている中央および右端の写真は貴金属製錬目的のe-scrapとしてGC020に該当する写真に見受けられます。Y49も形式上規制対象としているためにこのような表記となっていると思いますが、日本ではGC020で規制対象外として継続輸入可能との認識ですので、誤解を生まないように「但しGC020に該当する場合は規制対象外」といったように表現の変更、追加をご検討頂いたほうが混乱が少ないと考えます。</p> <p>税関・バーゼル事前相談窓口の産業廃棄物処理事業振興財団等がこの写真だけをもとに間違った判断をしないように経産省、環境省含めた見解の一致をお願いします。</p> <p>ご検討の程よろしくをお願いします。</p>	<p>御意見の通り、下記の一文を追記いたします。</p> <p>『ただし、OECD加盟国向けの輸出、又は全ての国からの輸入においては、範囲省令別表第二の二の項第二号のGC020に該当する場合には規制対象外となる。』</p>
4	<p>基本的に範囲省令改正前と同様の対応と理解しており、特段の異見はありません。</p> <p>今回新たに設けられた、破砕物に基板が混入しているケースでも、省令別表第二/二の項/第二号のGC020に該当する輸入のケースでは規制対象外と理解しており、該当品はこれまでも特段の問題なく輸入が来ておりますので、今後も同様のご対応を頂けるものと理解しております。また、これまで通り輸入が滞りなく進みますよう、税関職員の皆様など現場レベルでの周知も頂きたいとお願い申し上げます。</p>	<p>今回の改正は判断基準に記載のとおり、非有害なE-wasteが改正前と比べて規制対象として追加しています。また、破砕物に基板が混入している場合であっても、OECD向けの輸出、又は全ての国からの輸入においては、範囲省令別表第二の二の項第二号GC020に該当する場合には規制対象外となります。</p> <p>いただいた御意見をふまえ、関係者への周知を行ってまいります。</p>
5	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. リサイクルおよび重要な材料回収の成果を最適化するため、可能な限り、低リスクで高価値の電子廃棄物出荷のOECD理事会決定における「グリーンリスト」分類の使用を維持する。</li> <li>2. 循環型社会の実現に役立つ低リスク物質に対する不必要な管理を避けるため、環境省の省令による電子廃棄物の分類の法的明確化と該非判断基準の策定を評価する。</li> <li>3. バーゼル条約におけるe-waste技術ガイドラインの恒久的な採択を通じて、電子廃棄物と非廃棄使用済み電子機器との区別を維持してほしい。</li> <li>4. PIC手続の改善に向け、他国との協力を継続してほしい。</li> </ol>	<p>いただいた御意見をふまえ、引き続きバーゼル条約やOECD等の国際会議対応や他国との協力を検討してまいります。</p>
6	<p>バーゼル法該非判断基準の整備に併せ、バーゼル法の主旨に則り、国内の資源循環、資源確保の面からも範囲省令別表第四の一の第十六号に定める鉛蓄電池も範囲省令別表第四の一の第十八号の使用済み小型電子機器等と同様に、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の対象とすべきである。</p> <p>使用済み鉛蓄電池については、バーゼル条約の主旨に基づき、輸出相手国における不適正処理や日本国内規制基準よりレベルの低い規制基準による環境汚染の元となる恐れがあるだけでなく、鉛化合物がペロブスカイト太陽電池の主原料となるなど、我が国での資源確保が重要な物質となっている。物質としての重要性だけでなく、欧州などで先行するサーキュラーエコノミーに関する国際競争では、「再生資源」は「新規に製造される化石資源」以上に重要性が増してきている。</p> <p>「再生資源」同様にそれら再生資源を生み出す二次精練も産業としての重要性が増してきているが、鉛を含め産業用金属は、国際市況を持つため、海外企業とのコスト競争が不可避となっている。当然各企業の工夫と努力が大前提となるが、国による環境規制の差は大きなコスト差として存在し、緩やかな規制は安価なコストとして競争力に跳ね返ってくる。仮に、それら緩やかな規制を活用した価格競争力を背景として企業運営を行ったうえで、バーゼル法対応として、日本からの輸入物のみを別枠の厳格な規制に対応した取り扱いを行うことで認証を得ることを画策する企業があれば、大局的にバーゼル法の主旨に反することとなっても、個別申請に対する審査判断において認めざるを得ない場合も想定される。</p> <p>国内で厳しい環境関連基準を遵守して資源の再利用を行っている鉛二次精練業界を適正な競争条件下で発展させ、国内の貴重な二次資源を有効に活用し、国内産業のサーキュラー化を図るだけでなく、関連する温室効果ガスの排出量を削減するためにも、前述のように範囲省令別表第四の一の第十六号に定める鉛蓄電池も範囲省令別表第四の一の第十八号の使用済み小型電子機器等と同様に、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の対象とすべきである。</p>	<p>いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、今後の参考といたします。</p>

※いただいた御意見を踏まえた修正のほか、一部技術的修正を行いました。